

議案第 13 号

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

第 8 期介護保険計画策定及び介護保険法施行規則の改正に伴う改正

飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例

飛驒市介護保険条例(平成16年飛驒市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「得た額とする。以下この項において」を「得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下」に改め、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項中「平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,840円とし、令和元年度における保険料率は同号の規定にかかわらず25,700円とし、令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第3項中「令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39,400円とし、令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第4項中「令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,680円とし、令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

第12条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」を「合計所得金額」に改める。

附則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

8 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」

とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

9 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

10 第8項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の飛驒市介護保険条例第9条、第12条及び附則の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

飛騨市介護保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (保険料率)</p> <p>第9条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,740円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して<u>得た額とする。</u>以下この項において_____同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 84,270円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>第1条～第8条 略 (保険料率)</p> <p>第9条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,740円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して<u>得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。</u>)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 84,270円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 102,780円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(9)～(11) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,840円とし、令和元年度における保険料率は同号の規定にかかわらず25,700円とし、令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず20,560円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39,400円とし、令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず34,260円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49,680円とし、令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず47,970円とする。

第10条～第11条 略

(普通徴収の特例)

第12条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定す

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 102,780円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 略

(9)～(11) 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度まで

_____における保険料率は同号の規定にかかわらず20,560円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度まで

_____における保険料率は同号の規定にかかわらず34,260円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度まで

_____における保険料率は同号の規定にかかわらず47,970円とする。

第10条～第11条 略

(普通徴収の特例)

第12条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額

る合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

第13条～第25条 略

附 則

1～7 略

_____が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

第13条～第25条 略

附 則

1～7 略

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

8 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零

とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

9 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

10 第8項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

第8期介護保険計画策定及び介護保険法施行規則の改正に伴う改正

2 改正の内容

(1) 改正の概要

令和3年度から令和5年度を対象期間とした第8期介護保険事業計画の策定により、所得段階別に設定している介護保険料額について、第7期を引き継いで同様の額とする。ただし、各所得段階の境目となる基準所得額の一部については、国が省令に定める標準段階の一部改正に伴い、これに合わせ本条例に定める基準所得額の一部を変更するものとし、所要の改正を行う。

また、平成30年度税制改正において介護保険料の所得段階区分算定の基礎となっている給与所得及び公的年金等の所得控除額が引き下げられる。この影響により介護保険料額が増加することのないよう、その算定方法が改正されることから、これに合わせ所要の改正を行う。

(2) 改正の詳細

第8期介護保険事業計画の策定により、令和3年度から令和5年度の介護保険料の額を次の表のとおりとする。 (第9条関係)

第8期 保険料段階	算 定 基 準	第8期 年間保険料
第1段階	①老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が 市民税非課税の者 ②生活保護の受給者 ③本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の 「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が80 万円以下の者 基準額×0.5 (令和3年度から令和5年度は基準額×0.3)	34,260円 (20,560円)

第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が80万円を超え120万円未満の者 基準額×0.65 (令和3年度から令和5年度は基準額×0.5)	44,530円 (34,260円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が120万円を超える者 基準額×0.75 (令和3年度から令和5年度は基準額×0.7)	51,390円 (47,970円)
第4段階	世帯内に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が年間80万円以下の者 基準額×0.87	59,610円
基準額 第5段階	世帯内に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で「合計所得金額＋課税年金収入額」の額が年間80万円を超える者	68,520円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得が120万円未満の者 基準額×1.12	76,740円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得が120万円以上210万円未満の者 基準額×1.23	84,270円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得が210万円以上320万円未満の者 基準額×1.5	102,780円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得が320万円以上400万円未満の者 基準額×1.63	111,680円

第10段階	本人が市民税課税で合計所得が400万円以上600万円未満の者 基準額×1.8	123,330円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得が600万円以上の者 基準額×1.95	133,610円

3 施行日 令和3年4月1日